

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第20号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
<p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
(略)			(略)		
21	条例別表 <u>第1の143の項</u> に掲げる事務	(略)	21	条例別表 <u>第1の143の項</u> に掲げる事務	(略)
22	条例別表 <u>第1の145の項</u> に掲げる事務	(略)	22	条例別表 <u>第1の145の項</u> に掲げる事務	(略)
23	条例別表 <u>第1の150の2の項</u> に掲げる事務	宅地造成等規制法施行細則（昭和39年静岡県規則第32号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 規則第8条の規定による届出に係る届出書の受付 (2) 規則第11条の規定による請求に係る請求書の受付及び同条の規定による請求に係る書面の手交	23	削除	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表23の項の改正は、令和5年5月26日から施行する。